

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営効率化、透明性の向上及び健全性の維持を図るべく、取締役会の迅速かつ的確な意思決定と業務遂行の監督機能を強化させる一方、執行役員制度の導入により、機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。さらには、内部監査部門を通じて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

当社では、現状、電子行使や招集通知の英訳を行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の比率や株主構成の変化などを考慮しながら、検討してまいります。

【原則1-4. 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社が、他社の上場株式を取得するのは、当社取引先との関係強化や連携強化を目的としております。保有株式については、戦略的保有意義、収益性及び保有リスクを勘案して、段階的に縮減し必要最小限の保有といたします。

保有する上場株式については、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて、保有の意義・目的について、定期的に検証を行っております。

(2) 議決権行使方針

保有株式の議決権行使にあたっては、当該保有先との関係強化及び連携強化を通じて、当社の業績及び企業価値を高めることに資するかどうかを判断基準といたします。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 企業理念

『堅実で公正な企業活動を通じて、お客様のニーズ、社員の喜び、株主の期待、産業と社会の発展に誠実に取り組む』
中長期的な経営戦略、経営計画は、当社ホームページで開示しております。

<https://www.yamadacorp.co.jp/corporate/midtermplan/>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は本コードの趣旨を尊重し、当社の事業規模や内容、必要性、効率性などを総合的に勘案し、できる限り原則に則った対応を行うべく努めてまいります。また、経営効率化、透明性の向上及び健全性の維持を図るべく、取締役会の迅速かつ的確な意思決定と業務遂行の監督機能を強化させる一方、執行役員制度の導入により、機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。さらには、内部監査部門を通じて、コーポレートガバナンス体制の強化に努めております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書「Ⅱ.1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役会において候補者の職務経歴、資格、人物、能力などを総合的に勘案し、選任しております。また、毎月の取締役会で経営陣幹部の業務執行状況の監督を取締役が行い、公序良俗に反する行為、健康上の理由、職務の懈怠等、職務の継続に著しく適切性を欠くと判断された場合に解任することといたします。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任、並びに取締役・監査役候補者の選解任・指名の理由は、今後、株主総会において選解任議案を諮る際に、招集通知の参考書類に記載いたします。

なお、社外取締役の選任理由は、本報告書「Ⅱ.1.【取締役関係】会社との関係(2)」に、社外監査役の選任理由は、本報告書「Ⅱ.1.【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則3-1-2. 英語での情報の開示・提供】

当社においては、海外投資家の比率は15%前後に留まっており、今後、機関投資家や海外投資家の比率や株主構成の変化などによっては導入の検討を行ってまいります。

【補充原則4-1-3. 最高経営責任者等の後継者の計画】

現在、社長等後継者育成計画は特に策定しておりませんが、後継者育成は重要な課題であり、長期的視点に基づき取り組むべきものと考えております。

当社の中期経営計画においては、社内の人材育成を重点目標に定め、積極的に推進しております。これは役員も含め、会社組織の職層別に、その責務を遂行する上で必要な知識、スキルを身につけ、また、法令改正等情報収集を目的とした研修を定期的もしくは随時行っており、長期的にそれぞれの社員が上位職責を担えるべく育成を行っております。

【補充原則4-3-3.CEOを解任するための手続】

経営陣幹部については取締役会が、公序良俗に反する行為、健康上の理由、職務の懈怠等、職務の継続に著しく適切性を欠くと判断した場合に解任することといたします。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の現状は、取締役5名のうち1名が社外取締役であり当社と特別の関係がない独立役員となっており、取締役会、経営会議などへ出席のうえ、忌憚ない意見をいただくことによって、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に十分寄与していると考えております。なお、当社の監査役3名はすべて社外監査役であり、全役員8名のうち社外取締役1名を含めると、計4名が独立役員となっておりますので、当社の成長に十分資する体制と考えております。

【補充原則4-8-1. 独立社外者のみによる会合】

当社の社外役員のみによる定期的な会合などは特別開催しておりませんが、取締役会のみならず、経営会議などに定例的に出席し、独立的・客観的な立場での情報収集、認識共有が図られており、それぞれの会議においても、それぞれの見識に基づいた忌憚ない意見を積極的に発言いただき、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に十分寄与していると考えております。

【補充原則4-8-2. 筆頭独立社外取締役】

現状では、社外取締役が1名ですが、定期的に取り締役会や経営会議、他の役員との面談を通じて、積極的に意見交換を行っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社では、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は特に明文では定めておりませんが、東京証券取引所の社外役員の独立性基準を遵守しつつ、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。なお、当社の社外役員は、取締役会をはじめとする様々な会議等で、それぞれの見識に基づいた忌憚ない意見を積極的に発言いただき、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するために貢献しており、今後も率直な意見表明が期待できる人物を主眼として、候補者の選定に努めてまいります。

【補充原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、性別・国籍に拘わらず、当社の事業内容を鑑み、業務執行する上で必要な知識・経験・能力を備えている者を取締役・監査役として迎えております。現状では、取締役・監査役にジェンダーや国際性といった面は形式的には充足されておりますが、弁護士資格や公認会計士資格、並びに豊富な企業経験を有している取締役と監査役がおり、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を十分に有する者を選任しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

現在、当社では取締役会全体の実効性について特別な分析や評価を行っておりませんが、今後、実効性に資する分析・評価の方法について検討を行ってまいります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

現在のところ、当社においては株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針はありませんが、株主と適宜面談を行うなど、意見交換、情報収集を行っております。株主から対話の申し出があった場合には、前向きに検討を行い、当社の企業価値向上に資するよう努めてまいります。

【補充原則5-1-2. 株主との建設的な対話に関する方針の記載事項】

原則5-1に記載のとおり、株主との建設的な対話を促進するための方針は特に策定しておりませんが、(i)管理本部担当役員による統括、(ii)管理本部が一括して行っているため有機的な連携が図れていること、(iii)～(v)については管理本部が主体となり、更なる充実を図ってまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、従来よりROEを重視した経営を行っており、直近5年平均では12%台を確保しております。併せて、人材力強化や技術開発にも注力しており、中期経営計画に謳っております。当社ホームページや有価証券報告書、招集通知にもすでに記載しておりますので、ご参照ください。
(<https://www.yamadacorp.co.jp/corporate/midtermplan/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社および当社役員は、当社の企業理念にあるとおり堅実・公正・誠実を旨とし、会社や株主共同の利益を害するような取引は行っておりません。関連当事者との取引を行うこととなった場合においても、取締役会において、関連当事者から適切な情報開示を受けた上で、独立社外役員の意見を尊重し、会社や株主共同の利益を害するかどうかについて判断をすることといたします。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の年金資産は、保険会社等に運用を委託しておりますが、企業年金の積立、運用の重要性は十分認識しております。年金資産の運用にあたる適切な資質及び利益相反を適切に管理することを念頭に置いた人材登用・配置を重視してまいります。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規則において取締役会決議事項、報告事項の範囲を定め、職務権限表において取締役会に諮るべき基準を定めており、中期経営計画などの経営の基本方針や資産または財務に関する影響の大きい事項など、重要な業務の執行を取締役会で決定しております。

また、取締役会の決定した基本方針に基づき、全般的業務執行方針および計画の実行について協議する目的で、経営会議を設置しており、経営会議規定において、そこで協議すべき事項を定めております。上記に属さない事項については、職務権限表により、取締役、部長などが各自決裁できる範囲を明確にしております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の構成についての考え方】

当社は定款で取締役の員数を12名以内と定めており、現在、取締役会は5名の取締役で構成されており、うち1名は独立社外取締役です。適正な判断がなされるような運営を目指し、取締役会全体として専門分野、経験、能力など全体を加味したバランスのとれた役員構成とするよう努めております。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】

事業報告により毎年開示する方針です。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は経営戦略の中で、社内の人材育成を重点目標に定め、積極的に推進しております。これは従業員に限らず、会社組織の頂点である役員についても同様であり、従業員に率先して、その責務を遂行する上で必要な知識、スキルを

身につけ、また、法令改正等情報収集を目的とした研修を定期的もしくは随時行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田昌太郎	191,800	8.01
株式会社豊和	173,000	7.22
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	140,000	5.84
株式会社埼玉りそな銀行	117,600	4.91
山田幸太郎	112,800	4.71
株式会社バンザイ	86,960	3.63
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	80,000	3.34
山田三千子	66,500	2.77
不二サッシ株式会社	60,000	2.50
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	48,600	2.02

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておらず、該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
早稲本 和徳	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早稲本 和徳	○	弁護士	早稲本和徳氏は東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。 同氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識と豊富な経験を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に際し、的確な助言を受けるため社外取締役として選任しております。 また、同氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、同氏および同氏の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社の指名・報酬委員会は、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るべく取締役の決議によって選定された代表取締役1名(山田昌太郎)、社外取締役1名(委員長・早稲本和徳)、監査役会で選定された社外監査役1名(池原賢二)の計3名で構成され、毎年1回開催するほか必要に応じて随時開催しております。当委員会では、取締役、監査役及び執行役員の選任基準、選任候補者案についての審議、選解任の判断の妥当性及び取締役、執行役員の報酬水準や報酬構成並びに個人別の実際支給額の妥当性について審議を行い、指名と報酬の双方の機能を有しております。2019年4月に設置し、2019年6月までに3回開催され、委員3名全員が全てに出席しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、毎年、内部統制監査会を組織し、監査方針に基づき作成された年間計画に沿って内部統制監査を実施しております。内部統制監査の結果は取締役会に報告されており、各監査役も、必要に応じて内部監査部門から業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。内部統制監査の範囲は、全社、IT、棚卸、仕入・買掛金、給与計算、売上・売掛金、原価、決算財務報告など、当社の業務全般を対象としており、内部統制組織の有効性について再検証を行うことによって、内部統制組織が有効に機能していることを監視しております。なお、重要な子会社および営業所についても往査を行っております。

また、監査役と監査法人は必要に応じて情報並びに意見交換を行い相互の連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池原 賢二	他の会社の出身者							○						
猿渡 良太郎	公認会計士													
清水 敏	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池原 賢二	○	——	池原賢二氏は東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。 同氏は、金融機関で本部次長、室長および支店長を歴任し、また数ヶ店を統括する支店長を務め、企業財務に精通し専門的な知識と豊富な経験等を有しておられることから当社の監査体制に活かしていただくために、社外監査役として選任しております。 なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
猿渡 良太郎	○	公認会計士	猿渡良太郎氏は東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。 同氏は、公認会計士および税理士として豊富な専門的知見を有しており、高度な専門知識を活かし、客観的な立場から当社の経営を監査してもらうため選任しております。同氏は上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、同氏および同氏の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
清水 敏	○	弁護士	清水敏氏は東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。 同氏は弁護士として企業法務に精通しており、会社再生処理に係る弁護士業務として、財務書類等の検討及び経営改善策の策定等を日常的な業務としているため、その培われた豊富な経験と法律知識を当社の監査体制に活かすため選任しております。同氏は上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、同氏および同氏の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役の報酬において、現在インセンティブ付与は行っておりませんが、基本報酬に加え、業績結果を反映した報酬、及び役員個人の実績評価による報酬を付与しております。短期業績のみに囚われず中長期の業績向上への取組みも加味したインセンティブ付与については、今後検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

前事業年度における取締役及び監査役の報酬額は以下の通りであります。
取締役(社外取締役除く) 4名 108,810千円
社外役員 4名 24,000千円
(注)1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において年額25百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社取締役の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針は、任意の諮問機関である指名・報酬委員会が取締役会から報酬額の算定について諮問を受けて当社の事業規模、業績、職務内容や責任の軽重等を審議し、その結果を取締役会に報告し、取締役会にて報酬限度額の範囲内で決議しております。業務執行取締役の報酬算出の基本的な考え方は、業績に関わらない基本報酬を基礎とし、業績による評価、役員個人の評価を加味した付加価値部分を加えて算出しております。役員退職慰労金(過年度の打ち切り支給は除く)、役員賞与・ストックオプション等の業績連動報酬の制度はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役監査の充実を図るための体制として、補助使用人の必要が生じた場合は監査役の要請により補助者を置いて監査業務の補助を行うことができる体制、当該補助使用人の取締役からの独立性を確保する体制、取締役および従業員が監査役会に対して、法定事項のほか、当社およびグループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他監査役会への報告事項を遅滞なく報告する体制、監査役等を相談窓口とする内部通報に係る体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の支給に係る体制、また、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査役会が会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査部門からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社には、相談役・顧問制度はありますが、現在該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、取締役5名(うち1名は社外取締役)、監査役3名(3名全員が社外監査役)により取締役会および監査役会を構成しております。
また、当社と社外取締役早稲本和徳、社外監査役池原賢二、猿渡良太郎および清水敏の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、

同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

1. 取締役会

取締役会は、原則毎月1回開催しており、法令・定款および取締役会規則等に定められた重要事項の審議・決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行うとともに、各監査役の意見、執行役員の報告などを受け、適正な業務執行の決定を行っております。
社外取締役の選任を通じて当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンス体制の強化に活かすとともに、業務執行に直接携わらない客観的立場からの適切な助言を受けることにより、当社の取締役会の監督機能充実を図っております。

2019年3月期の取締役会における、個々の役員の出席状況は以下のとおりです。

【取締役】

山田 昌太郎（16／16回 100%）
村瀬 博樹（16／16回 100%）
山田 幸太郎（15／16回 93.7%）
亀山 慎史（16／16回 100%）

【社外取締役】

早稲本 和徳（15／16回 93.7%）

【社外監査役】

岩城 盛親（16／16回 100%）※
猿渡 良太郎（15／16回 93.7%）
清水 敏（16／16回 100%）

※岩城盛親氏は、2019年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって、退任しております。

2. 監査役会／監査役

監査役会は、定期に開催しており、法令・定款および監査役会規則に従い、監査役の監査の方針、監査計画等を定めております。なお、監査役3名のうち常勤監査役が1名の体制で毎月の監査役会において各監査役の間で情報の共有化も十分に行っております。
各監査役は監査役会が定めた監査の方針や監査計画に従って、毎月の取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について報告を受けるとともに、随時各取締役及び部長等と面談を行い、意見交換・意思疎通を図り、それぞれの見地から意見を述べるなど、重要な意思決定や業務執行状況の適法性・妥当性に関し、公正な立場で監視しております。

2019年3月期の監査役会における、個々の役員の出席状況は以下のとおりです。

【社外監査役】

岩城 盛親（14／14回 100%）※
猿渡 良太郎（13／14回 92.8%）
清水 敏（14／14回 100%）

※岩城盛親氏は、2019年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって、退任しております。

3. 執行役員制度

当社は執行役員制度を採用しており、3名の執行役員を選任しております。
これにより、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応しうる体制を敷いております。

4. 経営会議

当社では、取締役、執行役員、監査役が出席する経営会議を月2回程度開催しております。取締役会の決定した基本方針に基づく全般的な業務執行方針および計画の実施について協議を行っており、意思決定の迅速化を図っております。

5. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、原則毎年1回開催しており、人事総務担当取締役を委員長に、各取締役、執行役員および経営管理室長で構成されております。意識の向上や関係諸規定の整備等、コンプライアンスの推進のため、必要に応じた内部監査会へのコンプライアンス監査の実施依頼等を行っております。

6. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、原則毎年1回開催するほか、経営リスクが発生または発生の可能性が認識された場合に開催し、人事総務担当取締役を委員長に、各取締役、執行役員および経営管理室長で構成されております。発生または発生の可能性が認識された経営リスクを識別、分類、分析、評価および対応策の策定を行い、再発防止策の策定を講じます。

7. 会計監査

会計監査人は、青南監査法人であります。

当社2019年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士、会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士
斎藤敏雄氏
松本次夫氏
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7名
その他 ー

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. に記載のとおり、当社の経営規模を勘案し、社外取締役および社外監査役による社外からの視点による監視によって、経営の公正性および透明性を確保する体制が十分に機能すると考えられるため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、業績データ、適時開示資料、年次報告書、招集通知、決議通知等を掲載しております。 (ホームページアドレス: https://www.yamadacorp.co.jp/)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、行動憲章・行動規範に規定しております。	

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決定しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および当社グループは、役員および社員が法令、定款、社内諸規則、社会規範を遵守した行動をとるため、ヤマダグループ行動憲章、行動規範を定めます。

(2) 当社は、コンプライアンスを担当する部門を人事総務部とし、人事総務担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置いたします。

(3) 当社および当社グループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との関係を一切遮断いたします。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を人事総務部とし、事案発生時の報告および対応に係る規定等の整備を行い、反社会的勢力に対しては警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応いたします。

(4) (1)の周知徹底を図るため人事総務部が中心となり、役職員に対し教育、研修を行い、コンプライアンスを尊重する意識を醸成いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規定」、「稟議規定」により文書または電磁的媒体に記録し保存いたします。取締役および監査役は、これらの文書または電磁的媒体をいつでも閲覧できるものといたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント体制を構築するため、「リスク管理規定」を定め、リスクマネジメント推進組織としてリスク管理委員会を設置し、人事総務担当取締役を委員長といたします。

リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスクの評価および予防措置の検討等を行うとともにコンプライアンス、与信管理、為替管理、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理等個別事案の検証を通じて全社的なリスク管理体制の整備を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率性の確保は「組織及び職務分掌規定」により、各取締役が自己の職務範囲について責任をもって業務を遂行いたします。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、緊密な連携をはかり、適正かつ効率的な経営のため、当社が事前に承認すべき事項、定期的に報告すべき事項、当社と各子会社との情報共有に関する事項、監査法人による監査に関する事項等を「子会社管理規定」および「親会社と海外子会社の運営規定」に定めます。

なお、経営管理室は当社およびグループ各社の内部統制に関する担当部門として内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請等が効率的に行われるシステムを構築いたします。

6. 監査役監査の充実を図るための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役は短期集中的な監査業務を要するので、補助使用人の必要が生じた場合は監査役の要請により補助者を置いて監査業務の補助を行うことができます。

(2) 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者は監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会と協議を行うものといたします。

(3) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、監査役会に対して、法定事項のほか、当社およびグループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他監査役会への報告事項を遅滞なく報告いたします。

さらに、「内部通報制度運用規定」を定め、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為等の通報・相談窓口を設け、通報者に対する不利益な取り扱いを行わない旨を明示いたします。

(4) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行上について生ずる経費、また、弁護士等外部専門家の助言を受けた場合の費用、職務執行上必要な知識の習得のための研修費用等について請求した場合は、職務の執行上必要でないとい認められる場合を除き、当該費用を速やかに支給いたします。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査部門からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との関係を一切遮断することとし、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を人事総務部とし、事案発生時の報告及び対応に係る規定等の整備を行い、反社会的勢力に対しては警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応いたします。

反社会的勢力との取引を遮断するため、新規取引に際しては、個別に調査を行い、必要に応じて、契約に反社会的勢力の排除に関する規定を盛り込むなどの対応を行っております。

また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、定期的に研修会等に参加するなど情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示についての基本的な考え方

当社グループは、事業活動を通じて社会に貢献する企業を目指すことを企業理念に掲げており、株主や投資家等のステークホルダーに対し、企業情報の積極的かつ公正に開示することを「ヤマダグループ行動憲章・行動規範」に定めております。

当社は、適時開示対象となり得る会社情報（決算情報・決定事実・発生事実など）を洩れなく収集し、適時開示対象か否かおよび開示時期の判定ならびに開示内容の検討、決定を行う体制として、情報開示者、情報開示取扱責任者を定め、重要情報の適時開示体制を敷いております。

また、適時開示対象となり得る会社情報の管理とインサイダー取引の未然防止を目的として「インサイダー取引規則」を定め、東京証券取引所の定める適時開示規則、金融商品取引法などの関連法令等を遵守すべく、会社情報の管理に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりです。

(1) 情報開示取扱責任者

当社の情報開示取扱責任者は、取締役管理本部長がその任に当たることとし、重要情報の適時開示と正確性に責任を持たせております。

情報開示取扱責任者は、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席し、社内の重要情報を早期にかつ正確に把握できる立場にあります。

(2) 情報開示者

当社は、代表取締役社長ならびに上記の情報開示取扱責任者、情報開示担当者（人事総務部長）を情報開示者としており、このメンバー以外の者が情報開示を行う必要がある場合には、必ず代表取締役社長の承認を得ることとし、公平で正確な情報開示に努めております。

(3) 決算関連情報の開示及び有価証券報告書等の届出

四半期および決算期の財務諸表等は、取締役管理本部長が決裁した後、代表取締役社長に提出し、取締役会の承認を得た後に開示しております。

決算関連情報は、東京証券取引所の提供する「TDnet」により開示し、適時開示規則に該当する情報の開示は、併せて東京証券取引所所収倶楽部に開示資料を提出しております。

また、金融商品取引法に基づく四半期報告書および有価証券報告書は、関連部署と経理部において検討、審議した後、取締役管理本部長が審査し、代表取締役社長が承認しております。

監督当局へは、「EDINET」により届出を行っております。

(4) 社外からの問合せ窓口

当社は社外から情報の問合せがあった場合には、受付者が自らの判断で回答せずに、情報開示担当者（人事総務部長）に連絡し、情報開示担当者から回答させることにより、不適切な情報開示とならないようにしております。

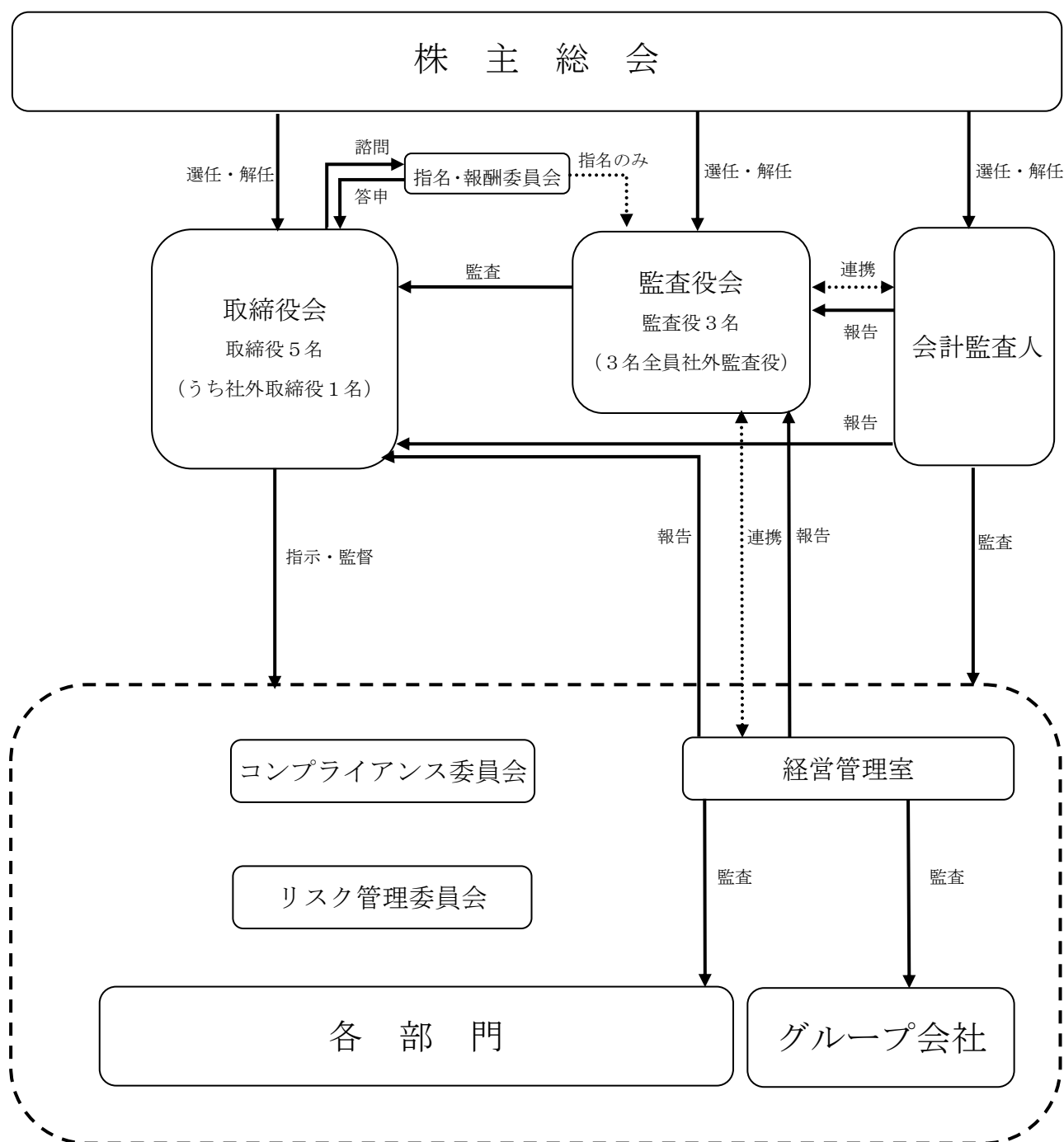
(5) 情報の正確性確保

代表取締役社長、情報開示取扱責任者、情報開示担当者のもとに集められるか、あるいは、自ら収集する情報について、その正確性を十分に審査し、開示に際しては、誤謬がないように努めております。

(6) ホームページによる開示情報

当社のホームページを株主、投資家の皆様に対する重要な情報発信源であるとの認識のもと、IR情報として、決算短信（連結）および四半期決算短信（連結）、適時開示情報、招集通知等の株主総会関連情報の公開を行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



適時開示体制図

